

# 公費負担医療が

# 自立支援医療に変わります

障害者自立支援法により、18年4月から、これまでの公費負担医療（精神通院・更生・育成）が、自立支援医療に変わります。

## 現行制度

### ○精神通院医療

対象：統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にあるもの  
利用者負担：所得に関係なく

一律5割を負担

### ○更生医療

対象：更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療によって確実な治療効果が期待できるもの  
利用者負担：世帯の所得額に応じて

一部（全部）負担

### ○育成医療

対象：身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実な治療効果が期待できるもの  
利用者負担：世帯の所得額に応じて

一部（全部）負担

## 新制度

### 〈自立支援医療制度〉

#### ○精神通院医療

○更生医療  
○育成医療

対象：現行どおり

利用者負担：原則1割負担

※本人の収入・世帯の所得によって利用者負担上限額を設定。  
（食費については原則実費負担）

## 申請手続き・問合せ

### 〈精神通院医療〉

ふれあい福祉係 ☎ 89-2153

山本地域振興局 児童・障害者班

☎ 52-4331

### 〈更生医療〉

ふれあい福祉係 ☎ 89-2153

### 〈育成医療〉

山本地域振興局 健康増進班

☎ 52-4331

利用者負担上限表

生活保護世帯	一定所得以下（※1）		中間的な所得		一定所得以上
	市民税 非課税世帯1 （本人収入 80万円以下）	市民税 非課税世帯2 （本人収入 80万円超）	市民税 （所得割） 2万円未満	市民税 （所得割） 2万円以上 20万円未満	市民税 （所得割） 20万円以上
0円	2,500円	5,000円	1割負担		公費負担の 対象外
			育成医療 10,000円	育成医療 40,200円	
			重度かつ継続（※2）		
			5,000円	10,000円	20,000円

※1 世帯の範囲は、同一医療保険単位

※2 重度かつ継続であると医師が認めた場合

①精神通院医療：統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、認知症等

②更生・育成医療：腎臓機能、小腸機能、免疫機能障害

## 18年度認可保育所 入所選考基準について

18年度の保育所入所決定に向け、現在入所選考を進めています。

入所選考は、保護者の就労状況などに応じた選考基準（点数）をもとに行います。18年度の入所決定に当たり、次の3項目について見直すこととしましたのでお知らせします。

### （問合せ）ふれあい福祉係

☎ 89-2153

○兄弟が同じ保育所に入れるよう、下の子と上の子を同じ選考点数とします。

※現在入所中（継続希望）の上の子と同じ保育所へ入所希望の下の子がいる場合など

○年度途中の入所も、より公平な決定となるよう、申し込み順ではなく、毎月行う入所選考で決定します。

○これまでは、保護者の求職活動を理由に入所した場合、入所期間を3カ月間と限定していました。その間に就労証明書の提出がない場合は退所していました。今後はこれに加え再度同じ理由で入所希望の場合、年度途中入所希望と同様に、入所選考により決定します。